

# 入札公告

下記のとおり庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年4月15日

宮崎県宮崎県税・総務事務所長 蛭原 真治

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 4号館冷暖房設備運転監視業務委託
- (2) 委託場所 宮崎市橋通東1丁目9番10号
- (3) 委託期間 令和8年5月中旬の契約の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託業務概要 県庁4号館  
上記建物に係る冷暖房設備の運転監視に係る業務

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する資格は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）に基づく令和8年度設備維持管理業務入札参加資格者名簿に登録された者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

設備維持管理業務の種類	冷暖房設備運転監視	等級区分	なし
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に本店を有していること。		
同種業務の実績に関する事項	平成28年度以降に完了した次の業務（発注者は、国、県、市町村に加え民間事業者等を含むものとする。）を元請として実施した実績があること。 ア 建築物に係る冷暖房設備の運転監視業務		
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を配置することができること。 ア 配置する技術者は、常駐して業務を行うことができる者であること。常駐時間は、空調期間のうち閉庁日を除く毎日午前8時30分に室内空調運転を開始することができる時間から午後5時15分までとする。ただし、7月1日から10月9日は午前7時30分から午後6時15分までとする。 ※夏期シーズン終了後2週間は空調運転予備期間とし、空調運転を行う場合があるため対応できるようにすること。		
その他の事項	庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書2に示す事項		

※事業所の所在地に関する事項の本店とは、登記簿上の本店とする。

※同種業務の実績に関する事項の運転監視業務とは、仕様書記載の業務内容と同等と認められるものとする。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

揭示場所：宮崎県税・総務事務所 管理課（宮崎市橋通東1丁目9番10号）  
揭示期間：令和8年4月15日から令和8年4月30日まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

#### 4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場 所 ・ 留 意 事 項 等
設計図書等 閲覧及び複 写	令和8年4月15日から 令和8年4月30日まで	県庁ホームページで閲覧・ダウンロード可 宮崎県税・総務事務所 管理課で閲覧 県庁ホームページ： <a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp">http://www.pref.miyazaki.lg.jp</a>
質問の受付	令和8年4月15日から 令和8年4月17日まで	宮崎県税・総務事務所 管理課へ電子メールで送付すること。 宮崎県税・総務事務所アドレス： <a href="mailto:miyazaki-kenzei@pref.miyazaki.lg.jp">miyazaki-kenzei@pref.miyazaki.lg.jp</a>
回答の閲覧	令和8年4月22日から 令和8年4月30日まで	県庁ホームページに掲示 及び宮崎県税・総務事務所 管理課で閲覧 県庁ホームページ： <a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp">http://www.pref.miyazaki.lg.jp</a>
入 札 書 受 付 期 間	令和8年4月23日 8：30から 令和8年4月30日 17：00まで	宮崎県税・総務事務所 管理課へ郵送（書留郵便に限る） 又は持参 宮崎県税・総務事務所 管理課： （〒880-0805）宮崎市橘通東1丁目9番10号 ※郵送による場合は、提出期限内に必着のこと。
開 札 日 時	令和8年5月1日 13：40	開札室：7号館 735号室 立会者控室：7号館 733号室 宮崎市旭1丁目3番6号
入 札 結 果 の 公 表	令和8年5月下旬から 令和9年3月31日まで	県庁ホームページに掲示 及び宮崎県税・総務事務所 管理課で閲覧 県庁ホームページ： <a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp">http://www.pref.miyazaki.lg.jp</a>

（注意）宮崎県税・総務事務所 管理課における閲覧は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

#### 5 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

#### 6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- 3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- 4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- 5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- 6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- 7) 入札条件に違反した入札
- 8) 連合その他不正行為があった入札
- 9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

#### 7 その他の事項

- 1) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書に示すとおりとする。
- 2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
  - ・初度入札に参加しなかった者
  - ・初度入札に参加したが入札をしなかった者
  - ・連合その他不正な行為があった入札をした者
- 3) 最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者で、必要な資格に関する事項を満たした者を落札者とする。
- 4) 契約保証金
 

契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、次の場合はその全部又は一部の納付を免除する。

  - ①契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し

- たとき。
- ②過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。